

公益通報者の保護について

【相談・受付窓口】

1 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)にする場合

<郵送>

〒105-0001

東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

総務部総務課長 宛

<電話>

03-5472-7101(代)

<電子メール>

koueki@yuchokampo.go.jp

2 外部窓口にする場合

フェアリンクスコンサルティング株式会社

<電話>

03-5215-8277

<電子メール>

choho@fairlinks.co.jp

<ホームページ>

<http://www.whistleblower.jp/protection/>

(IDとパスワードは、外部窓口までお問い合わせください。)

【留意事項】

- 1 公益通報は、「機構の職員」「機構の派遣職員」及び「機構との請負契約先の労働者」が行うことができます。
- 2 公益通報は、書面、電話、電子メール及び面談により行ってください。ただし、外部窓口に通報するときは、電話、電子メール及びホームページになります。
- 3 公益通報に当たっては、通報対象事実等の内容を具体的に示すようお願いいたします。

【関係規程】

[独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構公益通報者保護規程（リンク）](#)